

# 小規模保育事業 ぽっかぽか保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

## 1 事業運営主体

名 称	NPO 法人 女性と子育て支援グループ・pokkapoka
事務所所在地	大阪市東淀川区菅原6丁目15-17
電話番号	06-6370-4138
代表者氏名	理事長 渡邊 和香

## 2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名称	ぽっかぽか保育園
施設の所在地	大阪市東淀川区豊新1丁目1-5
連絡先	電話番号 06-6325-2212 FAX 06-6325-2212
管理者	施設長 原 麻希子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 3人 1歳児 4人 2歳児 5人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 9人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	平成29年4月1日
事業所番号	2710052002559

## 3 事業の目的・運営方針

ぽっかぽか保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における設備の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 8階建のうち1階
	延べ面積	84.07 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場		公園（多幸公園）4,100.40 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室（0歳児室）	1室	13.91 m <sup>2</sup>
保育室（1歳児室）	1室	14.48 m <sup>2</sup>
保育室（2歳児室）	1室	12.54 m <sup>2</sup>
その他	調理室、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和6年4月1日現在（予定）

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	7	5	2	
保育支援員	保育士を補助し、保育活動を行う	1	0	1	
調理員	給食、おやつを調理する	5	0	5	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育責任者	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～19：00）
保育支援員	正規の勤務時間帯（9：15～15：15）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～14：30）

※ ローテーションにより、職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時00分頃	
1歳児				
2歳児				

※ 献立表は毎月別途配布します。食材など必ず確認してください。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材など除去対象の食材をお知らせください。

### (3) アレルギー対応状況

除去食で対応

※アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合はあらかじめご相談ください。入園前に保護者と保育士で面談を行います。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

※食物アレルギー対応マニュアル有

## 10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、連携協力を行う教育・保育施設は以下の通りです。

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

保育園名	連携内容
菅原保育園（菅原4丁目10-15）	ア・イ・ウ（2名）
菅原天満幼稚園・保育園（菅原2丁目3-27）	ア・ウ（2名）
淡路幼稚園・保育園（東淡路4丁目2 2-5）	ウ（2名）
風の子保育園（小松1丁目1 1-8）	ウ（2名）

## 12 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、ゆうちょ銀行での引落としもしくは振り込みとなります。請求書を受け取られてから、指定日までに入金もしくはお支払いをお願いします。

### (3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

## 13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	森川こどもクリニック
医師名	玉井 晋
所在地	大阪市東淀川区淡路2丁目16-6
電話番号	06-6327-0415

### (2) 歯科

医療機関の名称	つつみした歯科
医師名	堤下 大樹
所在地	大阪市東淀川区菅原6丁目19-4
電話番号	06-6160-4618

嘱託医等により専門医療機関の受診などを勧められた場合は、1カ月以内の受診をお願いします。必ず、受診結果を園にお知らせください。

## 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有      ・消火器 有
	・非常警報器具・設備 無      ・誘導灯 有
	・スプリンクラー 無      ・避難器具 無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 原 麻希子、兼田 浩子 ・ご利用時間 9：00 ～ 17：00 ・電話番号 06-6325-2212 F A X 06-6325-2212 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	鳥居 光子	電話番号 06-6321-0401	民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

## 20 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
保険の内容	保育施設災害共済給付
保険金額	保護者負担はありません

保険の種類	損保ジャパン日本興亜 幼稚園賠償責任保険
保険の内容	幼稚園賠償責任保険（身体賠償・対物賠償）
保険金額	保護者負担はありません

保険の種類	損保ジャパン日本興亜 傷害総合保険
保険の内容	傷害総合保険
保険金額	保護者負担はありません

## 21 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

## 22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 23 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

○園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・大阪市、東淀川区が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○本園のホームページは、園児および保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。

使用させていただく写真は、個人の特定ができないものに限りです。

写真の取り扱いについては、十分の配慮をいたしますので、掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

○保護者連絡用アプリについて

ICT化を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることによって、児童の福祉の向上を図ることを目的とし、本園では保護者連絡用アプリ「コドモン」を利用しています。登園降園打刻システムその他、園からのお知らせ配信、成長の記録、写真販売、欠席／遅刻／早退／お迎え変更連絡などの機能を利用しています。

利用に際し、十分に配慮をいたしますので、ご了承ください。

## 24 契約期間途中の退園について

契約期間途中の退園の際は、前々月末日までに異動届（退園）を提出してください。尚、月途中での退園の際、利用料金等の日割り計算がありません。

## 25 閉園時間 19 時以降の預かりについて

当園は、19 時閉園になります。万が一、閉園時刻までにお迎えに来られない場合は、当法人事務所（菅原 6-15-17）にて預かります。別途、緊急一時預かり料金をお支払いください。

## 26 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
0 歳児	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人
1 歳児	5 人	5 人	4 人	5 人	5 人
2 歳児	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

## 27 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	公開
第三者評価	2023 年度実施	公開

別表

**1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）**

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額 (昨年度参考)
入園に係る費用	日々の保育で使用し、保育の質を向上するための項目として、保護者より徴収する。	外遊び用帽子 900 円 スモック 2,000 円 クレパス 470 円 自由画帳 190 円 お便りファイル 510 円 お誕生カード 220 円
ペットボトル水	水筒を忘れた場合に、飲料水 (500 ml) を提供する。	1 本 50 円
お布団レンタル	午睡布団を忘れた場合に、午睡用タオルをレンタル提供する	1 日上下セット 50 円
手ぶらおむつ	希望者のみ、おむつをサブスク利用する	月 2,180 円 (税込み)
おむつ提供	おむつを忘れた場合に、1 セット (5 枚) を提供する	5 枚 150 円
ハンドタオル	ハンドタオルを忘れた場合に、ハンドタオル (新品) を提供する	1 枚 110 円
食事用エプロン	食事用エプロンを忘れた場合に、食事用エプロン (新品) を提供する	1 枚 110 円

**2 時間外保育に係る利用者負担**

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料  
設定 なし
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料  
1 時間まで 300 円  
2 時間まで 600 円  
月 毎日 1 時間まで 2900 円  
月 毎日 2 時間まで 5800 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。